

# 岐阜県スポーツコミッション（合宿誘致）推進事業費補助金申請にかかる 留意事項について

～令和4年度から交付要綱が改正されました～

令和4年度から交付要綱が改正されました。申請を検討される団体様においては、下記の改正ポイントを含め、交付要綱について改めてご留意いただきますようお願いいたします。

## <主な改正のポイント>

### ①必要な大会入賞実績（1回 → 2回以上）

要綱別表1の大会（全日本選手権、国民体育大会など）での入賞実績を使って申請をする場合は、合宿の初日の属する年度の前年度から過去3年度以内に**2回以上1位（高地トレーニングエリアでの合宿の場合は1位から3位）の入賞実績**が必要となります。

ただし、**初めて申請される団体に限り、1度の入賞実績でも申請が可能**です。

- ・別表2（オリンピック、パラリンピック、世界選手権）の出場実績を使う場合は、これまで同様、1度の出場実績で申請できます。
- ・チームとしての入賞実績（団体競技、駅伝など）と個人での入賞実績を組み合わせることも可能です。
- ・申請していただく2つの入賞実績のうち、より低い入賞実績をもとに、補助上限額が決定されます。  
（例）1位1回、2位1回の場合 → 2位の補助上限額  
1位1回、3位1回の場合 → 3位の補助上限額  
2位1回、3位1回の場合 → 3位の補助上限額

### ②県民等との交流事業

別表1、2の大会における入賞実績、出場実績を使って申請される団体及び日本代表チームには、補助金交付の要件として、**「岐阜県民等との交流事業の実施」を追加**しています。

地元小中学校、県内団体等との調整など事業の実施は、県と相談の上、協力して行います。

（交流事業例）・地元小中学校、地元団体でのスポーツ教室

- ・県内選手、団体との合同練習会
- ・選手、指導者による講演会
- ・オンライン交流（県内学校から選手へのインタビュー）
- ・メッセージ動画

など

### ③補助事業の広報（回数の定めなし → 2回以上）

より効果的な発信をしていただくため、**チームまたは選手、指導者の方が公式に管理・運営し、一般に閲覧可能なホームページ、SNS、広報紙などで2回以上広報することを要件として**います。

## <留意点>

- ・改正の詳細については、別添補助金交付要綱をご覧ください。  
（様式については一部改正予定であるため、改正後の様式は別途ご案内いたします。）
- ・令和4年度から、要望調査をもとに各団体の内示額を決定し、内示額を上限として本申請をしていただくことになりましたのでお気を付けください。